

村山市の人事行政の運営等の状況について

市職員の給与や職員数などの人事行政の運営等については、地方公務員法に基づき、市議会の議決を経て、市の条例で定められています。地方公務員法の改正に伴い、「村山市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」を平成18年3月に制定、施行しました。この条例は、市民のみなさんへお知らせすることにより、その公平性と透明性を高めることを目的としています。

問い合わせ 市総務課職員係（内線215）

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 部門別職員数(人)(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成26年	平成27年		
一般行政	議 会	5	5	0	
	総 務	65	60	-5	退職者不補充
	税 務	11	11	0	
	民 生	54	52	-2	退職者不補充
	衛 生	13	12	-1	課の統廃合等に伴う減
	労 働	2	2	0	
	農林水産	16	18	2	係の増設に伴う増
	商 工	8	8	0	
	土 木	16	16	0	
	小 計	190	184	-6	
特別行政	教 育	37	37	0	
	消 防	44	44	0	
	小 計	81	81	0	
公営企業等	水 道	9	8	-1	
	下水道	6	4	-2	
	国 保	10	10	0	
	介護保険	8	9	1	
	区 画	1	1	0	
	小 計	34	32	-2	
総合計		305	297	-8	

(2) 採用者数(人)

区 分	平成26年度中	平成27年度中
一般行政職	4	5
技師		
保健師	1	
保育士	2	
消防職	1	2
調理師		
合 計	8	7

(3) 退職者数(人)

区 分	平成25年度中				平成26年度中			
	定年	勸奨	その他	小計	定年	勸奨	その他	小計
一般行政職	6	2	3	11	7	2		9
技能労務職				0	1	1		2
消防職	1			1	2			2
保育職	2			2	1	1		2
合 計	9	2	3	14	11	4	0	15

(注) その他には、自己都合退職及び死亡退職等を含みます。

(4) 職員採用試験の実施状況(人)(平成26年度)

試験区分	申込者数	第1次試験 受験者数	第1次試験 合格者数	合格者数 (平成27年度 採用予定者)
初級行政	38	33	12	6
初級土木	2	2	0	0
消防	17	12	5	2

2. 給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

	住民基本台帳人口(人) (年度末)	歳出額(A) (千円)	実質収支 (千円)	人件費(B) (千円)	人件費率 (B/A)(%)
25年度	26,319	12,162,256	761,996	2,417,902	19.9
26年度	25,946	12,240,663	729,152	2,395,545	19.6

(2) 職員給与費の状況(平成26年度普通会計決算)

職員数 (人)	給与費(千円)				負担金(千円)			合計 (千円)	職員一人当り (千円)
	給料	期末勤勉手当	職員手当	小計	共済費	退職手当	小計		
272	1,027,158	370,472	156,667	1,554,297	372,387	255,024	627,411	2,181,708	8,021

(注) 職員手当には退職手当は含まれていません。

(3) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区分	村山市		国	
	大学卒	高校卒	初任給	初任給
一般行政職	大学卒	167,600円	178,400円	
	高校卒	145,500円	145,500円	
技能労務職	高校卒	142,900円	-円	

(4) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況(平成27年度)

・一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
村山市	42.8歳	328,800円	416,400円	347,900円
国	43.5歳	334,283円	-	408,996円

・技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
村山市	47.4歳	302,500円	348,500円	318,900円
国	50.2歳	289,141円	-	328,318円

(注) 平均給与月額は給料月額に職員手当の月額を加えたものです。

平均給与月額(国ベース)は、国家公務員の平均給与月額に時間外勤務手当等が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(5) 一般行政職の級別職員数の状況(平成27年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	構成数(人)	構成比(%)	昨年度 構成比(%)
6級	課長、主幹	17	10.4	12.0
5級	課長補佐	17	10.4	9.6
4級	主査、係長	46	28.0	24.1
3級	係長、主任	59	36.0	34.3
2級	主事、技師	6	3.7	10.8
1級	主事、技師 主事補、技師補	19	11.5	9.2
計		164	100.0	100.0

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成27年4月1日現在)

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	289,600円	319,000円	358,400円
	高校卒	254,800円	291,100円	335,000円
技能労務職	高校卒	205,600円	254,200円	280,600円

(7) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当(平成27年度)

区分	村山市			国		
	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月	1.475月	2.700月	1.225月	1.375月	2.600月
勤勉手当	0.625月	0.625月	1.250月	0.750月	0.750月	1.500月
加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置有			職制上の段階、職務の級等による加算措置有		

イ 退職手当(平成27年4月1日現在)

村山市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445月分	25.55625月分	勤続20年	20.445月分	25.55625月分
勤続25年	29.145月分	34.5825月分	勤続25年	29.145月分	34.5825月分
勤続35年	41.325月分	49.59月分	勤続35年	41.325月分	49.59月分
最高限度額	49.59月分	49.59月分	最高限度額	49.59月分	49.59月分
在職時の職務の級に応じ調整額を加算			在職時の職務の級に応じ調整額を加算		
その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~20%)加算			その他の加算措置 定年前早期退職特別措置(2~45%)加算		
1人当り 平均支給額	— 21,576千円				

(注) 退職手当の1人当り平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均支給額です。(2人以上の場合のみ掲載)

ウ 特殊勤務手当

特殊勤務手当については、平成19年度より全て廃止しております。

エ 時間外勤務手当(各年度決算)

区分	平成25年度	平成26年度
支給総額	44,182千円	47,066千円
職員一人当り支給年額	160千円	176千円

オ その他の手当(平成27年4月1日現在)

区分	村山市	国
扶養手当	配偶者13,000円 一般扶養親族は6,500円(配偶者がいない場合はうち1人のみ11,000円)	市と同じ
住居手当	借家 限度額27,000円	借家 限度額27,000円
通勤手当	交通機関利用 限度額55,000円 交通用具使用 限度額25,400円	交通機関利用 市と同じ 交通用具使用 限度額24,500円

(8)ラスパイレース指数の状況

区分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
村山市	96.6	95.9	104.6	104.6	96.8
山形県	100.1	100.0	108.7	108.8	100.6
全国市平均	98.8	98.8	106.9	106.6	95.6

(注)ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

(9)特別職の給料等(平成27年度)

区分		給料・報酬月額	期末手当
給料	市長	460,000円 (920,000円)	()カッコ内の減額前の給料月額に40%を加算した額の 6月期1.325月分 12月期1.525月分 計 2.85月分
	副市長	552,000円 (690,000円)	
報酬	議長	435,000円	報酬月額に40%を加算した額の 6月期1.425月分 12月期1.575月分 計 3.00月分
	副議長	385,000円	
	議員	360,000円	

※市長、副市長の月額給与は特例条例により市長50%、副市長20%それぞれ減額した給料が支給されております。

※市長、副市長の期末手当については、減額前の給料に上記の支給率を乗じた額を支給しております。

3. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間(平成27年4月1日現在)

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休息时间
38時間45分	午前8時30分	午後5時15分	午後0時～1時00分

(注)業務の性質により、上記の勤務時間によることが出来ない勤務箇所(消防署など)の勤務時間は別に定めてい

(2)休暇制度の状況(平成27年4月1日現在)

ア 年次有給休暇

1年につき20日付与(未取得日数分は20日を上限に翌年に繰越可能)

イ 病気休暇

負傷又は疾病の区分	期間
(1) 公務上又は通勤による負傷若しくは疾病	必要と認められる期間
(2) (1)に掲げるもの以外の負傷又は疾病	
ア 結核性疾患	1年以内で必要と認められる期間
イ 高血圧症、動脈硬化性心臓病及び悪性新生物による疾病並びにその他慢性疾患で任命権者が特に必要と認めるもの	180日以内で必要と認められる期間
ウ 精神及び神経に係る疾病で任命権者が特に必要と認めるもの	
エ アからイまでに掲げるもの以外の負傷又は疾病	90日以内で必要と認められる期間
(3) 病気休暇からの復職後も普通勤務が困難な場合	60日以内で必要と認める期間中1日につき必要と認められる時間

ウ 特別休暇

事由	期間
公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所等へ出頭する場合	必要と認められる期間
骨髄移植ドナー休暇	必要と認められる期間
ボランティア休暇	一の年において5日の範囲内の期間
結婚休暇	7日
女性職員の出産	産前8週間(多胎妊娠は14週間)産後8週間
生後1年に達しない子を育てる場合	1日2回それぞれ30分以内の時間
女性職員の生理	必要と認められる期間
妊娠中の女性職員・胎児の健康保持のための休息又は補食	必要と認められる時間
妊産婦である女性職員の母子保健法に規定する保健指導・健康診査	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回について、それぞれ、1日の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間
妊娠中の女性職員・胎児の健康保持のための通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間以内でそれぞれ必要と認められる時間
妻の出産	出産するため病院に入院する等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間
親族が死亡した場合	続柄に応じ、1日から10日の範囲内の期間
家族の追悼のための特別な行事	1日の範囲内の期間
配偶者、父母及び子並びに職員と同居する祖父母、孫及び兄弟の負傷又は疾病について看護が必要と認められる場合	一の年において3日(小学校就学の始期に達するまでの子は5日)以内で必要と認められる期間
夏季休暇	7月から9月の期間内で5日の範囲内の期間
感染症発生による交通遮断等	必要と認められる期間
災害による住居の滅失・損壊	15日の範囲内の期間
災害・交通機関の事故等による出勤困難	必要と認められる期間
災害時において、通勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間

エ 介護休暇・組合休暇

区分	承認基準	期間
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等を2週間以上にわたり介護する場合(無給)	連続する6月の期間内
組合休暇	任命権者の許可を得て登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合(無給)	一の年につき30日の範囲内の期間

(3) 休業制度の状況(平成27年4月1日現在)

区分	承認基準	期間
育児休業	3歳に満たない子を養育する場合(無給)	養育する子が3歳に達するまでの期間
短時間勤務	小学校就学前までの子を養育する場合(給与一部支給)	養育する子が小学校に就学するまでの期間(1月以上1年以下の期間に限る)で、1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分の勤務
部分休業	小学校就学前までの子を養育する場合(無給)	養育する子が小学校に就学するまでの期間で、1日の勤務時間の始め又は終わりに2時間以内の期間

4. 分限及び懲戒処分者の状況

(1) 分限処分者数(平成26年度)

分限処分とは、職員が職務を十分に遂行できない場合等に公務能率の維持向上を目的として、本人の意に反してもその身分に不利益な変動をもたらす処分です。

区分	降給	降任	休職	免職
処分者数			1人	

(2) 懲戒処分者数(平成26年度)

懲戒処分とは、公務の規律と秩序を維持することを目的として、職員の一定の義務違反に対して、その責任を追及して行う行政上の不利益処分です。

平成26年度における処分者はおりませんでした。

5. サービスの状況

(1) 職務専念義務の免除

職員は、地方公務員法の規定により、法律又は条例に特別の定めがある場合を除き、その勤務時間中において、職務に専念する義務があります。職務に専念する義務を免除される例として次のような場合があります

- ・研修を受ける場合
- ・他の地方公共団体等からの委嘱を受けて、講演又は講義を行う場合
- ・職務遂行上必要な国、地方公共団体の実施する競争試験その他の試験を受ける場合

(2) 営利企業等への従事許可

職員は、地方公務員法の規定により、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等の地位を兼ね、もしくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならないことになっています。許可される例として次のような場合があります。

- ・市の出資法人の非常勤取締役として、無報酬で就任する場合
- ・職員が統計調査事務に従事する場合

6. 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の実施状況(平成25年度)

区分	参加者数	主なもの
階層別研修	60人	新規採用職員研修、一般職員(初級・中級・上級)研修、係長研修、JST研修、課長補佐研修、課長研修
部門別研修	18人	実務研修(税務・財務・法制等)
その他研修	14人	接遇研修、政策形成能力向上研修、プレゼンテーション研修

(2) 勤務成績の評定状況

実施しておりません。

7. 福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の福利厚生事業(平成26年度)

ア 保健事業(主なもの)

事業名	事業の概要	実施主体
共済総合健診	基本健診(全員)	市(共済組合との共催)
	肝炎ウイルス検診(35歳以上の希望する職員)	
各種検診	胃がん検診(40歳以上の職員及び30歳以上40歳未満の希望する職員)	市(共済組合との共催)
	大腸がん検診(40歳以上の職員)	
	肺がん検診(喫煙指数600以上の希望する職員)	
	前立腺がん検診(50歳以上の男性の希望する職員)	
	子宮がん検診(女性職員全員)	共済組合
	乳がん検診(30歳以上の女性の希望する職員)	
選択検診	退職前人間ドック助成(退職予定の希望する職員)	互助会
	一般人間ドック助成(40歳及び50歳に達する職員)	
	脳ドック助成(45歳以上の希望する職員)	
	歯周病検診助成(40歳以上5歳毎の希望する職員)	共済組合
	人間ドック助成(40歳以上の希望する職員)	厚生会
	オプション検診助成(腹部超音波、骨密度、前立腺がん検診)	
メンタルヘルスケア	健康ホットライン24時	共済組合
	メンタルヘルスセミナー	
	こころの健康相談	
健康増進	いきいき運動セミナー	共済組合
	健康料理教室	
	健康増進活動支援事業	厚生会
その他	生活向上支援事業	互助会

(注) 共済組合とは山形県市町村職員共済組合を、互助会とは山形県市町村職員互助会を、厚生会とは村山市職員厚生会をいいます。

イ 給付事業(主なもの)

事 由	共済組合 (法定給付以外のもの)	互助会	厚生会
傷病のとき	・一部負担金払戻し金	・一部負担金補助金	
死亡したとき	・埋葬料	・弔慰金	
結婚したとき		・結婚祝金	・結婚祝金
出産したとき	・出産費		

(2) 公務災害補償(平成26年度)

公務災害負傷1件

(3) 勤務条件に関する措置の要求状況

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求(人事委員会や耕平委員会に行うもので、本市は県人事委員会に業務を委託しています。)があった場合に、審査し、その結果、要求が適当な者と判定した場合には、市に必要な勧告を行うものです。

平成26年度において、該当事案はありませんでした。

(4) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、懲戒処分その他その意に反する不利益な処分について不服申し立て(人事委員会や耕平委員会に行うもので、本市は県人事委員会に業務を委託しています。)があった場合に、審査し、その結果、不服申し立てに理由があると認めた場合は、処分の取り消し、修正の決定を行い。また、必要がある場合には、市(処分者)に対し、職員がその処分によって受けた不当な取扱を是正するための指示を行うものです。

平成26年度において、該当事案はありませんでした。